

知多都市計画地区計画の変更（東浦町決定）

衣浦西部都市計画上子新田地区計画を知多都市計画上子新田地区計画に改め、次のように変更する。

名 称		上子新田地区計画				
位 置		知多郡東浦町大字石浜字中央及びびなかねの一部				
面 積		約14.2ha				
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、JR武豊線石浜駅の北西約0.3kmに位置し、既成市街地の東に隣接する地区である。現在、本地区では、東浦上子新田土地区画整理事業の施行により必要な道路・公園等の公共施設及び宅地整備が進められている。そこで、この事業効果の維持増進を図り、事業後の居住環境を守りつつ、秩序ある市街化を計画的に誘導し、良好な市街地の形成を図る。				
	土地利用の方針	<p>A地区 鉄道沿線に面した地区で、低中層住宅を主とした良好な居住環境の形成を図る。</p> <p>B地区 低層を主体とする良好な住宅市街地としてゆとりある居住環境の形成と合理的な土地利用を図る。</p> <p>C地区 幹線道路に面した地区で、自動車関連施設と調和した住居地域として沿道の活性化及び地域の利便性の増進を図る。</p>				
	地区施設の整備方針	当地区における道路・公園等の公共施設は、土地区画整理事業により整備される。従ってその維持保全を図る。				
	建築物等の整備方針	低層住宅を主体とした良好な居住環境の形成を図るため、建築物の用途の制限、建築物の高さの制限を行う。				
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の細区分	名称	A 地区	B 地区	C 地区
			面積	約4.5ha	約6.8ha	約2.9ha
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 1.建築基準法別表第二(は)項第一号から第五号及び第七号に掲げるもの 2.自動車車庫で床面積の合計が五十平方メートル以内のもの(同一敷地内にある建築物に附属するものは除く。) 3.前各号の建築物に附属するもの(畜舎は除く。)		次に掲げる建築物は建築してはならない。 1.自動車車庫で床面積の合計が五十平方メートルを超えるもの(同一敷地内にある建築物に附属するものは除く。) 2.畜舎(建築物に附属するものも含む。)	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1.ホテル又は旅館 2.マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 3.倉庫業を営む倉庫。 4.自動車車庫で床面積の合計が五十平方メートルを超えるもの(同一敷地内にある建築物に附属するものは除く。) 5. 畜舎(建築物に附属するものも含む。)	
	建築物の高さの最高限度	15m	12m	—————		

[区域及び地区の細区分は計画図表示のとおり]

#### 理由

都市計画区域の再編に伴い、名称を変更するとともに、本計画書に記載されている位置の地名についても変更するものである。